

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

50

### 規則

○東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則  
.....(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課).....

### 訓 令(教)

○東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正.....

## 規 則

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都規則第七号

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則(平成十六年東京都規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「七百三十万円」を「九百五十万円」に改める。

別記第一号様式(表中

|     |     |    |   |   |   |      |
|-----|-----|----|---|---|---|------|
| 配付者 | ( ) | 昭和 | 年 | 月 | 日 | ( 號) |
|     | ( ) | 平成 | 年 | 月 | 日 | ( 號) |

を

に改める。

### 別記第二号様式中

|       |                               |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 領収金額※ | 〔今回の特定不妊治療にかかった金額(総額適用外)に據る。〕 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |
| 領収金額  | 〔今回の特定不妊治療にかかった金額(総額適用外)に據る。〕 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |

※「精製精子生体採取法等生殖補助医療」(第3号様式)がある場合は、それは加算されている領収金額を含め、上記の領収金額の欄に入力して下さい。

に、「年度日」を「回日」

を

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則第三条第五号の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始した一の継続した治療に係る特定不妊治療の医療費の助成について適用し、同日前に開始した一の継続した治療に係る特定不妊治療の医療費の助成については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 訓 令(教)

### ●東京都教育委員会訓令第七号

- 都 立 高 等 学 校
- 都 立 中 等 教 育 学 校
- 都 立 特 別 支 援 学 校
- 都 立 中 学 校

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十

号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

別表の項中

東京都立王子特別支援学校

を

東京都立城北特別支援学校  
東京都立王子特別支援学校

に、

東京都立城東特別支援学校

を

東京都立南花畑特別支援学校  
東京都立臨海青海特別支援学校

に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001